

平成31年3月25日作成

よくある質問とその回答

【問1】長崎県内で住宅宿泊事業の届出を行う場合の受付窓口は？振興局や保健所でも取り扱っているか？

（答）住宅宿泊事業に関する届出は、長崎県内の全ての区域について、本庁生活衛生課で受付事務を行っています。振興局や保健所では事務を行っておりません。

【問2】届出の際に必要な手続きや書類を教えてください。

（答）長崎県生活衛生課のホームページの「住宅宿泊事業法について」のページに『住宅宿泊事業を始めようとお考えの皆様へ』というファイルを掲載しております。

まずはこのファイルの内容をよくご確認ください、ご不明な点についてはお問合せください。

【問3】長崎県では事業の実施を制限する条例を定めているか？

（答）長崎県では、現時点において住宅宿泊事業法第18条に基づく事業の実施を制限するための条例は制定しておりません。

今後、状況等を踏まえ、制定の必要性が生じた場合には検討を行います。

【問4】長崎県では独自ルールを定めていると聞いたが？

（答）長崎県では、事業者が円滑に届出を行い住宅宿泊事業を進めていくための具体的方法や守るべきルールを明確にした『長崎県における住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する実施要綱』を策定しております。この実施要綱に則って、

- ・事業開始にあたって、周辺住民への事前周知を書面等により行うこと
- ・届出時に上記の書面や届出住宅の位置図等の提出を求めること
- ・住宅宿泊管理業者は、緊急時等には概ね10分以内に駆けつけ適切に対応すること

を独自ルールとしております。

また、県は、標識の掲示について現地確認を行うこととしております。この標識は届出された住宅であることを示すものであり、住宅宿泊事業届出書の受理後に県から交付しますので、玄関先等の公衆の見やすい場所に掲示したうえで事業を行ってください。

【問5】家主不在型の場合に管理を委託する「住宅宿泊管理業者」はどうやって探したら良いのか？県から紹介してもらえないか？

(答)住宅宿泊管理業者は、国土交通大臣の登録を受けの必要があり、登録済みの管理業者については国土交通省のホームページに一覧が掲載されております。

住宅宿泊管理業者の営業区域について、申請項目に定めがなく、県は把握できないため、この一覧を参考に、管理業者に直接お問合せいただく等によりご確認いただきますようお願いいたします。

【問6】届出書を提出後、事業を開始できるまでにどれくらいかかるのか？

(答)県では、届出書や添付書類の内容確認等を行うため、届出書の受付から正式に受理し標識を発行するまでに2週間程度を要します。(書類の不備、不足等がある場合は、その修正等のため更に時間を要します。)このため、事業開始予定日までに十分な期間の余裕を持って届出いただきますようお願いいたします。

【問 7】宿泊者に食事の提供をすることは可能か？

(答) 届出住宅で食事の提供を行うには、住宅宿泊事業の届出とは別に、食品衛生法の許可が必要となります。詳しくは、届出住宅の所在地を管轄する保健所へお問合せください。

【問 8】住宅宿泊管理業者が住宅宿泊事業の届出者となり、当該届出物件を自社管理することは可能か？また、住宅宿泊管理業者となるにはどうしたら良いか？

(答) 住宅宿泊管理業者自身が事業の届出者となることは可能です。(その場合、届出書に住宅宿泊管理業の登録年月日及び登録番号の記載が必要となります。)

住宅宿泊管理業の登録については、登録を受けようとする者の主たる事務所又は事業所を管轄する地方整備局へお問合せください。

【問 9】届出者の変更をしたいが、どのような手続きが必要か？

(答) 住宅宿泊事業法では、届出者(事業者)を変更することはできません。新たに事業を行う者が新規の届出として手続きを行う必要があります。

【問 10】家主居住型としての届出を行い事業を実施しているが、家主不在型に変更したい。

(答) 家主居住型から家主不在型に変更する場合は、住宅宿泊管理業者への管理委託が必要となるほか、必要な消防設備や、玄関先に掲示する標識も変更となります。

家主不在型への変更は事前に届け出る必要がありますので、あらかじめ県へご連絡ください。また、併せて、届出住宅を管轄する消防署へご相談ください。